

# 「出会い頭防止プロジェクト」プロモーション業務 仕様書

## 1 委託業務名

「出会い頭防止プロジェクト」プロモーション業務

## 2 業務目的

群馬県では、中高生の通学時における自転車交通事故件数が全国で最も多く、その解決が喫緊の課題となっていることから、令和7年度から令和9年度までの3か年を重点期間とし、交通安全を啓発する取組を実施している。

取組の1年目は、中高生の通学時1万人当たりの自転車事故件数が全国ワースト1位という状況や交差点での出会い頭事故が多い事実を認知・共感してもらうため、動画制作・SNS、ラジオCM等により広く広報を実施している。

取組2年目となる本業務では、認知・共感を広げ、定着を図りながら、交通事故発生件数が多い本県の20歳～40歳代自動車ドライバーをメインターゲットに、交差点等で確実に一時停止をするよう行動変容を促すため、交通安全動画等の制作と効果的なプロモーションや参加型の対面イベント等を通じて、現在、県内において年間約900件（令和5年実績）発生している自動車と自転車の出会い頭事故を半減させることを目指している。

さらに、群馬県と一般財団法人トヨタ・モビリティ基金（以下、TMF）は、令和7年5月に「自転車交通事故削減に向けた啓発活動に関する連携協定」を締結している。この協定は、双方の施策が連携し、相乗効果を発揮することで、県内高校生の自転車交通事故の発生件数を半減させることを目指しており、本業務においても、TMFとの連携を前提として、効果的なプロモーションを展開していくこととしている。

## 3 事業の背景

本県は、令和5年中における人口10万人当たりの自転車の関係する交通人身事故が全国平均の2倍以上であるほか、中高生の通学時1万人当たりの自転車事故件数が全国ワースト1位という状況にある。中でも、前橋市・高崎市等の市街地において事故が多発している。

これまで、本県では自転車利用者の安全確保のため、ハード対策として自転車通行空間の整備や、ソフト対策として中高生に対する交通安全教育等を行ってきた。しかし、自転車事故の相手方の約9割が自動車であることから、自動車ドライバーに対しても交通ルールの遵守を促し、安全運転を啓発する対策を強化する必要がある。

また、県内の自転車事故の発生形態は、全体の約半数が「出会い頭事故」であり、自動車ドライバーが交差点で確実に一時停止を行うなど、交通ルールの遵守が強く求められている。

そこで、本県では令和7年度から自動車ドライバーを対象とした自転車事故防止対策を実施している。本事業を「出会い頭防止プロジェクト」と名付け、キャッチコピー「きっと出てくる、その角から」を掲げて自転車事故の削減に向けた取り組みを推進している。

さらに、群馬県とTMFは、令和7年5月に「自転車交通事故削減に向けた啓発活動に関する連携協定」を締結している。

この協定は、双方の施策が連携し、相乗効果を発揮することで、県内高校生の自転車交通事故の発生件数を半減させることを目指している。

#### 4 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

#### 5 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとし、具体的な内容については、委託事業者と相談の上、決定する。

##### (1) 効果的な自転車事故防止対策の企画

本事業の目的を達成するための企画案を提案すること。

ただし、提案限度価格内で実行できるもので、追加予算を必要としないものに限る。

##### ア プロモーションのための制作業務

###### ・ 動画制作

WEB 広告、デジタルサイネージ、企業研修などで活用できる動画を制作する。

2分程度の教育動画×1本、30秒動画×2本の制作を想定しているが、より効果的な提案がある場合にはその限りではない。

制作した動画は、群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」での公開や、参加型の対面イベント、県警察の実施する運転免許更新時オンライン講習での公開を前提としている。

提案に際し、動画制作を担当するディレクターの経歴及び、作品サンプルを1本以上提出すること。

###### ・ ラジオ CM 制作

ラジオ CM で使用する、広告素材を制作する。

仕様については、放送局の規定等に準じる。

##### イ 「出会い頭防止プロジェクト」のプロモーション企画

「出会い頭防止プロジェクト」のプロモーション企画を提案する。

プロモーションによる自転車事故の減少を目的とし、認知に留まらない当事者意識の醸成や行動変容を促す企画が望ましい。

## ウ 広報業務

制作する動画については、企画・制作期間を経て、令和8年9月頃～令和9年3月末までの実施を想定している。

契約締結後、速やかに、取組1年目に制作した動画及びラジオCMに出演している所属事務所及び出演者等と契約を締結すること。その上で、企画・制作期間を中心とした業務期間中、定期的に当該動画及びラジオCMを配信すること。

なお、追加契約に要する費用は、おおむね60万円程度を想定している。

また、群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」で公開すること。

## (2) 広報方法

ア 上記で制作した動画を使用し、YouTube等への媒体へ掲載する。

提案に際し、効果的なインターネット媒体と目標再生回数を提案する。

なお、媒体や対象エリアは以下の内容を想定している。

エリア：前橋市・高崎市・伊勢崎市・太田市

年代：20代～40代

媒体：YouTube等

## イ ラジオCMの出稿

ターゲットへ向けたラジオCMをエフエム局に出稿する。

業務の実施期間で定期的に放送し、自動車ドライバーへの刷り込み効果による意識付けを行う。具体的な放送プランについて、提案する。

例) 週1回の放送×24週 など

## ウ 参加型対面イベントの開催

交差点等における確実な一時停止行動を促進するため、行動変容のきっかけとなる参加型の対面イベントを企画・提案すること。

提案に当たっては、イベントの開催場所及び目標参加人数を明示すること。

多くの参加者に気づきを与える観点から、イベントは4回以上開催するものとし、提案限度価格の範囲内において、可能な限り多く開催することが望ましい。

なお、事業効果の向上に資する合理的な代替案がある場合には、積極的に提案すること。

例) 大型商業施設、道の駅、自転車活用促進協力企業でのイベント開催や  
県内で催されるイベントと合同開催(間借り)するなど  
イベント1回あたりの目標参加人数300人、10回開催など

#### エ その他広報の実施

本事業の目的達成に向け、上記（２）広報方法ア、イの他、効果的な広報媒体や方法を提案する。

#### （３）街頭啓発活動

通勤・通学時間帯に、県内各所に赴いて、発注者と連携して自転車交通事故抑止に資する街頭啓発活動を実施する。

街頭啓発活動については、原則として通行する自動車や自転車に対して、適切な交通方法について呼びかけによる注意喚起を行う方法とする。

呼びかけを行うにあたり、プラカードやのぼり旗などを活用するなど、効果的な啓発方法により実施すること。ただし、道路上において啓発品を配布、又は、啓発物を設置する等の方法を実施する場合は、事前に必要な許可を受けること。

具体的に交通事故が発生しているなど、切迫かつやむを得ない事情がない限りは、通過する自動車や自転車に対して停止を求めないこと。

活動隊は、事業者（協力事業者等を含む。）から５名をもって編成し、発注者等と連携の上、主に朝の通学時間帯に活動を行うこと。

活動時間は、準備時間を含め、おおむね７時３０分から１時間程度を目安とする。

本事業においては、県内各所において３３回以上の活動を実施することを想定しているが、具体的な活動場所及び実施回数については、発注者と協議の上、決定するものとする。

なお、街頭啓発活動に係る予算規模は、おおむね３００万円程度を想定している。

例）自転車事故多発箇所、自動車・自転車の通行量の多い交差点付近など

#### （４）効果測定・事業報告書の作成

本事業について、定量的（視聴者数など）・定性的（アンケート調査など）な効果測定を行い、その結果を含めた事業報告書を作成する。

### 6 事業成果品

５で実施する業務の成果、事業実績が確認できるもの（掲載資料、データなど）を提出する。

### 7 業務実施に当たっての留意事項

- （１）本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。
- （２）委託料には、本業務の実施に係る一切の経費、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。
- （３）本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用し

てはならない。本業務終了後においても同様とする。

- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うものとする。
- (5) 成果品の所有権、著作権（著作権法（昭45年法律第48号）第27条、第28条に定める権利を含む。）及び利用権は、全て群馬県に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。